令和８年度(2026 年度)第１回八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会　会議録

名称：　令和８年度(2026 年度)第１回八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会

日時：　令和８年(2026 年)８月７日(金)　午前９時 30 分～11 時 00 分

場所：　八王子市役所本庁舎８階 801 会議室

【次　第】

１　挨拶

２　第 165 回八王子市青少年問題協議会における報告・協議内容について

３　八王子市青少年健全育成基本方針　令和９年度（2027 年度）重点目標等の方向性について

【出　席】

八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表	菅野　博之	委員
八王子地区保護司会代表	佐藤　順一	委員
都立高等学校校長代表	中村　弘志	委員
八王子市内私立中学高等学校校長代表	二ノ宮　到	委員
八王子市立中学校長会代表	白石　貴志	委員
八王子市公立小学校長会代表	小野田　吉克	委員
八王子市立中学校 PTA 連合会代表	濱田　佳治	委員
八王子市立小学校 PTA 連合会代表	櫻井　励造	委員
八王子市青少年育成団体連絡協議会代表	森田　忠志	委員
八王子警察署生活安全課長	吉井　英樹	委員
高尾警察署生活安全課少年第一係	飯島　直樹	委員
南大沢警察署生活安全課少年第一係	阿久津　竜一	委員
八王子市教育委員会事務局学校教育部統括指導主事	上野　仁弥	委員
八王子市子ども家庭部子どものしあわせ課長	辻野　文彦	代理出席
八王子市子ども家庭部青少年若者課長	河合　常次	委員
八王子市子ども家庭部こども家庭センター館長	吉本　知宏	委員
八王子市健康医療部生活衛生課長	佐取　久満	委員
八王子市健康医療部保健対策課長	荒川　泰雄	委員
八王子市生活安全部暮らしの安全課長	石川　智也	委員

出席 19 名

（事務局）八王子市子ども家庭部青少年若者課	吉岡、永井、錦織、飯倉、大坪

【配布資料】

（１）　令和８年度(2026 年度)第１回八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会　次第及び資料

（２）　八王子市青少年健全育成基本方針令和８年度(2026 年度)重点目標リーフレット

（３）　「八王子市青少年健全育成基本方針令和７年度（2025 年度）重点目標『みんなでつないでいこう 思いやりの心』に関する取組について青少年対策地区委員会、小・中学校 PTA 連合会、関係所管からの回答一覧」

【議事要点】

１　挨拶

２　第 165 回八王子市青少年問題協議会における報告・協議内容について

資料に基づき第 165 回八王子市青少年問題協議会での協議内容等について要点を事務局から報告

→委員からの意見等なし。

３　八王子市青少年健全育成基本方針　令和９年度（2027 年度）重点目標等の方向性について

資料に基づき事務局から説明

行動指針１「スマートフォンの適切な利用」を促す行動指針について

【小野田委員】

小学生の様子を見ていると、思考力や判断力が十分に身についている児童と、まだ発達の途上にある児童がおり、その幅は広いと感じる。自ら使い方を考え、主体的に利用することを進めていきたいと考えているが、そのような力が十分備わっていない児童については、大人がしっかり見守り、ルールを定めることが重要であると考えている。

高学年になると、ほとんどの児童がスマートフォン等を利用している状況である。一方で、低学年が利用しているケースはまだ少なく、保護者のスマートフォンを借りてゲームをすることはあるものの、自分専用の端末を持っている割合は低いようである。

しかし、高学年になると自分専用の端末を持つようになり、放課後に友人同士で連絡を取り合うなど、保護者の知らないところで利用し、どのような使い方をしているのか把握できていない事例も多く耳にする。また、ここで問題となっているように、保護者よりも児童の方が端末やアプリの使い方に長けており、保護者が想定していなかったような利用方法をしている事例も見受けられる。

【櫻井委員】

まず、「スマートフォンの適切な利用を促す行動指針」については、その対象が保護者向

けなのか子ども向けなのかを明確にする必要があると感じている。
　また、インターネットの利用時間が長くなることで、就寝時間が遅くなり、朝食の欠食につながるなど、生活リズムの乱れを招く等の影響があるのではないかと思う。こうした影響について理解した上で、家庭内でルールを決めることは非常に重要であると考える。家庭内のルールを定めることや、学校においてスマートフォンやインターネットの利用方法を学びながらルールづくりを進めること、さらに周囲の大人が見守っていくことについて、保護者だけでなく子どもたちにも伝わるものでなければならない。
　「スマートフォンの適切な利用を促す行動指針」、「健康的な生活習慣の確立を促す行動指針」、「子どもの居場所づくりを促す行動指針」の３つを作成するのであれば、相互に関連付けながら整理することで、見る側にとって分かりやすいものになると考える。また、保護者や子どもたちが、それぞれのつながりを理解しながら実践できる内容になるのではないかと思う。
　加えて、昨年度の青少年問題協議会でも指摘があったように、文字だけでは内容やつながりが伝わりにくい場合がある。そのため、グラフィックレコーディングのように、イラスト等を用いてつながりを視覚的に表現できると、より分かりやすいものになると考える。

【事務局】
　リーフレットについては、基本的には保護者・大人向けとして作成しているが、各小・中学校の全児童・生徒を通して配布しているため、子どもが見てもイラストや図などにより直感的に伝わるような内容にしていきたいと考えている。

【濱田委員】
　中学生になると、スマートフォンの使い方に長けてきている。そのため、各家庭においてルールを定めており、例えばiPhoneのスクリーンタイム機能を活用して利用時間を制限しているケースもある。しかし、インターネットで検索すれば、そのような制限を解除する方法が容易に見つかるため、実際に方法を調べて解除してしまうケースもあるようである。そのため、なぜそのような制限が必要なのかについて、子どもと保護者が一緒に理解を深めながら、子ども自身が納得した上で、各家庭に応じたルールを作っていくことが大切である。
　また、主体的なスマートフォンとの向き合い方についても考えていくことが大切だと思う。

【菅野委員】
　青少年対策地区委員会の活動の中では、スマートフォン自体が大きな問題となっているという話はあまり聞かない。一方で、中学校のPTAなどではスマートフォンに関して問題になっているという話は、青少対の会議等の場で共有されることがある。
　また、青少対のイベント等では、未就学児がタブレット端末を使用して長時間遊んでいる姿を見かけることが少なくない。子どもが落ち着かないときに、保護者がタブレットを与えて過ごさせているような場面も見受けられる。このような状況から、スマートフォン等の利用は低年齢化しており、機器の操作に慣れていると感じる。そのため、利用することが当たり前になっている現状を踏まえ、適切な利用とはどのようなものなのかを考えていくこと

がポイントになると感じている。

【中村委員】

高校生になると年齢が上がるため、スマートフォンや SNS を使いこなす力も高まり、利用するサービスの種類や範囲も広がっていく。大人にはあまり馴染みのない SNS を利用している生徒も多く、楽しそうな様子を発信するために写真や動画を投稿することは日常的に行われている。

しかし、そのような投稿には様々なリスクが伴う。例えば、制服が写っていることで学校が特定されたり、顔写真が無断で利用されたりする可能性がある。また、背景に写り込んでいる人への肖像権の配慮や、施設によっては撮影や投稿に関する権利上の制限が設けられている場合もある。

このようなことから、メディアリテラシーは重要であり、小・中学校だけでなく、高校においても取り組んでいる。富士森高等学校では、毎年夏休み前に学校行事としてセーフティ教室を実施しており、今年は高尾警察署生活安全課の協力を得て、メディアリテラシーに対する意識の醸成を図るための講演を行った。内容は SNS への投稿を念頭に置いた肖像権や情報リテラシーを中心としたものである。夏休みに生徒が SNS へ投稿したくなる気持ちはわかるが、その行為がどのような影響を及ぼす可能性があるのかを少しでも認識してもらうことを目的としている。

本校は約 1,000 人弱の規模の学校であり、全校生徒が一堂に会して学ぶ機会を設けることで、一人でも多くの生徒のリテラシー向上につなげたいと考えている。デジタルタトゥーの問題を踏まえると、継続的な啓発は欠かせない。生徒への指導の際には、自身の過去の活動に関する何十年も前の映像が現在でもインターネット上で閲覧できる事例を示しながら、デジタルタトゥーの影響について説明している。

近年では、SNS 利用に関して国レベルで規制を検討・導入する動きも見られるが、自治体レベルの取組としては、日常的な指導や対面での働きかけを地道に続けていくこと、生徒一人ひとりの状況に寄り添いながら、取組を諦めずに継続していくことが必要である。本校においてはそのような姿勢で取り組んでいる。

【二ノ宮委員】

私立高校では、中学受験との関係でスマートフォンを持ち始める年齢が年々低下していると感じている。10 年以上前までは、中学受験のために学習塾へ通い始める小学校 3、4 年生頃からスマートフォンを持たせる家庭が多かった。しかし近年は、受験そのものを幼稚園の年中頃から意識する家庭も増えており、それに伴ってスマートフォンを持たせる年齢もさらに低年齢化していくのではないかと感じている。

また、年齢が低いほどスマートフォン等の操作を習得するスピードが非常に速いと感じる。小学校ではネットリテラシーに関する教育や指導が行われており、本校へ入学した生徒に確認しても、多くの生徒が学校で指導を受けた経験があると答える。しかし、そうした教育を受けているにも関わらず、中学校へ進学すると SNS 上のトラブルやいじめなど、様々な問題が発生しているのが現状である。何がよくない行為なのかを理解していても、実際には行ってしまうという難しさがある。そのため本校では、ここ数年、弁護士を招いた講演を

実施している。法的な観点から、不適切な行為がどのような法律に抵触する可能性があるのか、どのようなことになるのかについて話をしていただいている。

また、家庭の協力も不可欠であることから、各学年の保護者会において、家庭内で利用時間を決めることやフィルタリング機能を活用することなどについて説明を行っている。さらに、その後の学級懇談会では、各家庭における取組状況や課題について情報共有をお願いしている。

また、近年増加している問題の一つとして盗撮が挙げられる。このような事案は、学校だけで解決することが難しい場合もある。そのため、警察をはじめとした関係機関と連携しながら、発生した問題に適切に対応し、解決に向けて取り組んでいきたいと考えている。

【白石委員】

全国学力・学習状況調査の結果について事務局より話があったが、全国的な傾向として捉えるだけでなく、自校の状況はどうなっているのかという視点で確認したところ、SNS の利用時間が急激に増加していることが分かり、大変驚かされた。1 日は 24 時間しかなく、必要な睡眠時間も確保しなければならないことを考えると、これほど SNS の利用時間が増えているということは、何か別の時間が犠牲になっていると考えざるを得ない。

また、SNS は子どもたちの意思では、「もうやめよう」、「この辺で終わりにしよう」と区切りを付けることが難しく、利用を続けてしまう仕組みになっている。そのような状況に対し、学校や地域、保護者がどこまで有効に働きかけることができるのかを考えると、大変難しい時代になっていると感じている。

これまでも意見が出ているように、SNS やインターネット利用の危険性については、多くの関係者の協力を得ながら、全ての生徒に伝え続けなくてはいけないと考える。そのため、警察によるセーフティ教室をはじめ、東京都や民間企業から最新の情報提供を受けるなど、学校として企画し、生徒に伝えきる努力をしていく必要があると思う。

また、それでも取り返しのつかない状況に陥った際は、ためらわずに対応しなければならない。子どもが命に関わるような状況に追い込まれたり、不登校につながったり、さらには保護者間のトラブルへ発展したりする場合も考えられる。そのような際には、ためらうことなく警察などの関係機関の力を借りながら対応する姿勢が必要である。対応を躊躇している間にも問題は深刻化し、傷がさらに大きくなる可能性があるためである。キーワードは、「諦めないこと」、「放置しないこと」であると考えている。

【吉井委員】

現在、警視庁がインターネット関連対策として最も重点を置いているのは闇バイト対策であり、特に闇バイトへの人的供給の遮断に力を入れている。各警察署においても啓発活動を実施しており、その際には、闇バイトに関われば必ず検挙されることや、困ったときは警察が必ず守るので、相談してほしいことを強く伝えている。

一方で、青少年については、多くの子どもたちは健全な学校生活を送っており、問題行動を起こすのは一部である。少年犯罪や非行の話題が取り上げられると、あたかも現在の若者全体に問題があるように受け取られがちであるが、そのような誤解は避ける必要がある。

SNS の利用については、学校や地域で継続的な指導が行われているが、警察としても組

織的に取り組んでいる。会議でも話題に挙がったデジタルタトゥーなどの問題については、繰り返し伝え続けることが重要であると考えている。特に SNS 上では、友人関係や好意、場の雰囲気などから不適切な画像や情報を送信してしまい、それが徐々にエスカレートしていくケースも見られる。そのため、具体的な事例を示しながら、安易な情報発信が重大な問題につながる可能性について理解を深めてもらう必要がある。

また、八王子署管内では、高尾警察署と連携しながら少年非行グループへの対応も行っている。中心となるのは中学生や中学校卒業直後の年代であり、犯罪行為については年齢に関わらず厳正に対応している。実際に中学生に対して逮捕状を執行した事例もある。そのような中で、今回の資料に示されている「地域の人は優しい」と感じている子どもが多いという結果は、八王子の強みであると感じている。子ども食堂をはじめとした居場所づくりも充実していると思う。八王子における万引き事案についても、生活困窮によるものより、悪ふざけや軽い気持ちから行われるケースが多い印象であり、居場所づくりや地域のつながりが重要であると感じている。

さらに、インターネットや SNS は問題点だけでなく、有効に活用できる面もある。例えば、家出や行方不明事案では、学校の協力を得て、友人関係や連絡網、SNS 上の情報などが早期発見につながるケースもある。そのため、危険性ばかりを強調するのではなく、正しく利用することで役立つ面があることも併せて伝えていくことが大切であると考える。

最後に、盗撮事案については、高校生を含む未成年者が加害者となるケースも見られる。その背景には、本人が衝動をコントロールできないという課題を抱えている場合もある。そのため、司法手続だけでなく、必要に応じてカウンセリングの利用を勧めることも行っている。八王子市には、学校にスクールカウンセラーが配置されており、保健所等も含めた相談体制が整えられていることから、問題を抱える子どもへの支援については、地域の力も期待している。

【櫻井委員】

各学校において、IT リテラシーやネットリテラシー、情報リテラシーに関する指導は実施されていると思うが、知識として理解するだけでは十分ではなく、実際の行動変容につながらなければ意味がないと考えている。

そのためには、先ほどから各委員が述べているように、金銭的な被害や犯罪に巻き込まれるリスクだけでなく、自分自身や家族、友人の人生に大きな影響を与えてしまう可能性があることなど、様々なリスクや損失について、その背景やストーリー性を持たせながらメッセージとして発信していくことが必要であると考える。

また、ネットリテラシーに関する取組を各地域や各学校の個別に委ねるだけではなく、例えば、八王子市が教材等を作成し、地域の勉強会や講演会、学校での学習機会に活用できるよう提供することで、より取り組みやすくなり、内容の浸透も図りやすくなると思う。そのような取組があれば、八王子市としてネットリテラシー向上に向けてどのような方針で取り組んでいるのかを示すことができるのではないかと考える。

【事務局】

警察庁のホームページには、青少年向けの様々な周知・啓発コンテンツが公開されている

ことから、それらを活用し、小・中学校に周知していくことも効果的ではないかと考えている。

行動指針２「健康的な生活習慣の確立」を促す行動指針について

【白石委員】

朝食を食べない理由を見ると、中学生では「時間がない」が 51.3%となっている。学校の始業時刻は決まっていることから、朝起きるのが遅いと、朝の時間が無くなると考える。そして、その背景に就寝時間の問題があるのではないかと考えている。実際に、就寝時間と朝食摂取の状況を追跡したことがある。夜遅くまで起きている子どもは、朝できるだけ長く寝ていたいと考えるが、登校の準備もあるため、結果として「時間がない」という理由で朝食を食べない状況につながっているように感じた。そのため、朝食を食べない理由を把握する際には、「何時まで起きていたのか」といったところについても併せて確認しながら考えていく必要があると思う。

また、本市の栄養士による学校や保育園の給食レシピの紹介は、食への関心を高める上で非常に有効であると思う。給食の献立には、様々なコメントや 100 年フードに関する情報なども掲載されており、内容が非常に充実していると感じる。

さらに、中学２年生が職場体験を実施しており、給食センターに行った生徒は、栄養士から食事の大切さやおいしい給食が提供される背景などについて学ぶ機会を得ている。そして、その学びを自校の生徒に発表する取組も行われている。

このように、八王子市では食に関する指導や情報発信が非常にきめ細かく行われており、保護者もそうした情報に触れる機会がある。朝食の摂取を含め、規則正しい食生活の重要性に関する取組を八王子市は積極的に取り組んでいると考えている。

【森田委員】

ボーイスカウトの活動においては、食事や生活習慣について一定の規律の中で取り組んでいる。通常、朝は６時に起床し、朝礼の後に朝食をとる流れとなっており、夜も原則として 22 時に消灯する。また、活動中はスマートフォンを使用しないことを基本としている。現在、広島県で開催されている第 19 回日本ジャンボリーにおいても、参加者は厳しい暑さの中で活動しているが、スマートフォンについては必要な者のみが使用する運用となっている。

食事については、ボーイスカウト活動の中では規則正しく食べる習慣が定着している。活動する子どもたちは食欲旺盛で、リーダーの分まで食べてしまうほどよく食べる子もいる。日頃から屋外での活動やさまざまな体験を行っているため、食事をしっかりとらなければ体が動かないことや熱中症対策の観点からも、十分な食事や水分補給は重要であるため、リーダーとしても常に意識している。

さらに、八王子市が地域の食文化として紹介していた「かてめし」については、ボーイスカウトの活動にも参考となる取組であると感じたため、その内容を指導者へ紹介したこともある。

行動指針３「子どもの居場所づくり」を促す行動指針について

【佐藤委員】

警察でお世話になった方が、最終的に保護司のところに来る。保護司はボランティアであり、法的な拘束力や強制力はない。そのため、対象者の話を丁寧に聞き、これからどうしたらいいのか、どうしていきたいのかを聞きながら、更生に向けて支援をしている。

近年は特に SNS に関連した問題が多く、本人は遊び感覚で行っている場合もある。その結果、「自分は悪いことをしていない」、「みんながやっていることだ」と捉えてしまい、問題意識を持てないケースも見られる。そのため、どのような行為が犯罪につながり、どのような結果を招くのかを具体的に伝えていく必要があると感じている。

また、昔から「三つ子の魂百まで」と言われるように、食事についても保護者が規則正しい生活を送り、食事の大切さを伝えていれば、子どもにもその習慣が身についていくのではないかと思う。保護司としてさまざまな家庭を訪問する中で感じるのは、家庭環境が子どもの成長に大きく影響していることである。家庭内が整い、保護者がしっかりと子どもに向き合っている家庭では、大きな問題につながりにくいように感じている。

保護司は様々な方と関わるが、中には無期懲役の方もおり、仮釈放で出てきても保護観察が付く。どこに行くにも連絡が必要で、連絡を怠ると収監されてしまう。１つの間違いもできない。子どもたちは、犯罪を軽く捉えていると感じている。

また、人は自分が居心地のよい場所に集まる傾向があり、刑務所を出た後、更生できる者は３割程度で、７割は再び刑務所に入るという話があるが、その理由の一つは、元の環境や交友関係に戻ってしまうことである。周囲から十分に受け入れられないと、仲間内での関わりが再び強くなり、その結果として元の環境に戻ってしまうことがある。そうした状況が続くと、「刑務所にいる方がよい」と考えてしまう場合もあり、このようなケースは非常に多い。こうしたことを防ぐためには、本人の居場所をつくってあげることが最も重要である。子ども食堂や地域行事、親子で参加できる活動などが大切であると考える。先日、社会を明るくする運動のイベントがあり、約千人が参加していた。親子で楽しく参加している姿を見て、親子で何かをすることは大事だと感じた。

さらに、子どもたちに対しては、できていないことを指摘するだけでなく、できたことを認め、褒めることも重要であると思う。

資料にあった「地域の人は優しい」という回答が 85％であることについて、逆に言えば、関心が薄くなっているのではないか思う。昔は、おせっかいといわれるような大人がいて、必要な時には声をかけたり、注意をしたりする関わりがあった。誰かが何かを言うことを避け、すべてを受容するような関わり方だけでよいのかという疑問もある。何をしても許されるという認識につながれば、規範意識が希薄になるおそれもある。保護司活動の現場でも同様のことを感じる。対象者同士で情報共有が行われており、「あの保護司はやさしいから大丈夫だ」あるいは「あの保護司は厳しいので関わりにくい」といった話が広まることがある。現在はそのような情報が容易に共有される時代である。

スマートフォンは、今の子どもたちにとって生まれたときから身近にあるものであり、正しく利用する方法を教えることが重要であると考える。そして、その基礎となるのは家庭での会話やコミュニケーションであると思う。

また、学力だけで子どもを評価するのではなく、一人ひとりの得意なことや強みを見つけ、それを伸ばしていくことも重要である。誰かが生きる道を作るということにもつながっていくと思う。

【小野田委員】

小学校で勤務する中で、多くの児童と接してきたが、小学生の段階ですでに「居場所がない」と感じている子どもは存在すると感じている。どのような子どもかというと、「何かができたら認めてもらえる」、「勉強ができたら認めてもらえる」、「友達と仲良くできたら認めてもらえる」といったように、条件付きで愛してくれると受け止めている子どもである。一方で、「あなたがいるだけでうれしい」、「生まれてきてくれただけでよい」というように愛情を十分に受けて育っている子どもは、友達にも優しく接することができ、自分から進んで学習や様々な活動に取り組む姿が多く見られるという実感がある。

しかし、家庭において十分な愛情を感じられず、条件付きでしか愛されていないと感じている子どもの中には、「自分は勉強が苦手だ」、「運動もできない」、「先生には叱られる」といった経験を重ねることで、自分は駄目な人間だという思いを小学生の段階から深めてしまう場合があるように感じる。

居場所とは何かを一概に定義することは難しいが、「何かができるから認められる」、「できない者は認められない」という環境では、苦手なことが多い子どもにとっては非常に厳しいものになると思う。例えば、非行グループのような集団であっても、「何もできなくてもここにいていい」と受け入れられることで、その子にとっては居場所になってしまうことがある。「こんな自分でも認めてもらえる」と感じられることで、安心できる場所になってしまうのではないかと話を伺っていて思った。生きているだけで自分が認められる場所があるといいと思う。

【吉井委員】

警察として改めてお願いしたいのは、学校において問題が発生した際には、警察を活用していただきたいということである。警察では、いじめをはじめとする学校との連携を基本方針として位置付けている。学校内での盗難や暴力行為などについて、保護者が学校へ相談しても十分に対応してもらえなかったと感じ、その後に警察へ相談が寄せられるケースもある。しかし、学校側が「警察に相談している」、「警察も対応している」ということを児童・生徒に周知するだけでも一定の抑止効果が見られることがある。実際に、学校で発生した盗難やトラブルについて、警察が関与していることを知らせた後に事案が収束した例もある。そのため、警察との連携を周知することは有効な手段の一つであると考えている。

また、弁護士や薬剤師による講話などについては、警察を通じて関係機関と調整できる仕組みがある。過去の会議でも案内しているが、ホームページ等でも確認できるため、このような講話を希望する場合は、地元の警察署へ相談していただきたい。

決定事項

検討会として内容について了承。

委員からの意見を踏まえた事務局案を次回提案することとした。

4　閉会

閉会後直ちに、令和８年度(2026 年度)八王子市子どもの安全安心連絡協議会を開会